

コロナ・新ステージへの取組

～県民の命と健康を守ることを最優先に、
5類感染症となるコロナへの対応の見直しを段階的に進めていく～

- ◆ 適切な情報提供等により自主的な感染対策を促進
- ◆ 身近な医療機関で県民が必要な医療が受けられる体制を構築
- ◆ 高齢者施設等への支援を継続
- ◆ 円滑な移行に向けて丁寧な説明や必要な情報提供を実施
- ◆ 感染が再拡大した場合に備え、機動的に対応できる体制を維持

位置づけの変更に伴う本県における主な政策・措置の見直し

R5.3.15 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部資料を一部加筆

～R5.5.7

5.8～

5 類感染症へ

5 類感染症変更前まで実施

本県の基本的対応方針

- ・全数把握(毎日の感染者数公表)
- ・健康フォローアップセンターを通じた自宅療養者支援
- ・宿泊療養施設(段階的に閉所し5/7で終了)
- ・特措法に基づく各種協力要請
- ・「新型コロナ感染防止対策取組宣言」運動(5/7で終了)
- ・とちまる安心認証

廃止

- ・感染者数：県のHPで、76か所の定点医療機関からの報告数を週1回公表
- ・死亡者数：国が一括公表(人口動態統計で把握)
- ・自主的な感染対策を呼びかけ
- ・事業者等の自主的な感染対策を呼びかけ
- ・1年程度「感染防止対策協力店」として県HPで旧認証店を公表

5 類感染症変更後も当面の間実施

相談体制

- ・発熱相談、コロナ陽性者健康相談、ワクチン相談、後遺症等相談
- 窓口を一本化した上で継続

検査・診療体制

- ・診療・検査医療機関(5/8から「外来対応医療機関」)の公表の仕組みを継続
- ・コロナ患者を受け入れる外来対応医療機関数の拡充
- ・陽性者発生時の高齢、障害者施設における検査の実施
- ・設備整備等への支援
- 設備整備等への支援拡充に向けた準備

入院医療提供体制

策定した「移行計画」に沿って対応

- ・新たな医療機関による受入れ促進
- 設備整備等への支援拡充に向けた準備
- ・県による入院調整の一部継続
- ・病床使用状況の共有 等

自宅療養体制

- ・(再掲)相談窓口による健康相談
- ・(再掲)外来対応医療機関数の拡充

高齢者施設等への対応

- ・感染者発生時の相談及び感染制御の支援(発生施設支援チームの派遣など)
- ・施設内で療養を行う高齢者施設への補助
- ・往診協力医療機関や訪問看護協力事業所の確保
- ・(再掲)陽性者発生時の高齢・障害者施設における検査の実施
- 感染拡大時の高齢者施設等への集中的検査の実施に向けた準備

ワクチン接種

- ・県営接種会場については県内の接種の状況等を踏まえ適宜検討

その他

- ・新たな変異株の監視(ゲノムサーベイランス) 等

5類感染症への位置づけ変更後の相談・受診体制

相談体制

位置づけ変更後も、コロナに関する相談窓口
(健康相談(ワクチン・後遺症含む)等)を当面設置

5つのコロナ関係相談窓口を一本化

受診・ワクチン
相談センター

生活相談
センター

健康フォロー
アップセンター

夜間
コールセンター

コロナ後遺症
相談センター

新設

新型コロナウイルス総合相談コールセンター

☎ 0570-550-096

5月8日
9:00~

- ① 発熱等の症状に関する健康相談 (受診先の案内など)
- ② コロナのワクチン接種に関する相談 (副反応など)
- ③ コロナの後遺症に関する相談 (受診先の案内など)

等

①

夜中に
急に熱が...



②

これはワクチン
の副反応?



③

解熱後も息切
れが続いて...



受診体制

位置づけ変更後も、発熱患者等を診る医療機関を拡充し、
対応医療機関を県HPで公表する

外来対応医療機関

現在の診療・検査医療機関以外にも
発熱患者等を診る医療機関を拡充

受診可能な医療機関について、引き続き県HPにて公表

必要に応じ再診



自宅での療養

医師による診断等



要入院

診療所・病院間の連携等

県民が必要な医療を適切に受けられるよう
関係機関が連携を図りながら対応

不安時等の相談

①

少し息苦しくなってきた
不安...

入院